明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一〇）　一
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一六）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一七）　九
〔告　示〕
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**四）　一〇
○奄美群島振興開発特別措置法の規定に基づき、奄美群島振興開発基本方針を定めたことに伴い公表する件（**総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**四一）　三
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**同**四二）　三
○航路標識に関する件（**海上保安庁**七、八）　三
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録抹消関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　七

府令

○内閣府令第十号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三